

審 議 結 果 速 報

(令和6年10月10日)

陳情6年生活環境第33号

鳥 取 県 議 会

陳 情 審 議 結 果

令和 6 年 9 月 定例会

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
6年－33 (R6.9.3)	生 活 環 境	産業廃棄物管理型最終処分場の設置促進について	採 択 (R6.10.10)
▶陳情事項 県内に産業廃棄物管理型最終処分場が早期に設置されるよう、安全に配慮しつつ、整備促進を図ること。			

▶所管委員長報告（R6. 10. 10 本会議）会議録暫定版

本県においては、産業廃棄物の管理型最終処分場がなく、管理型品目の最終処分は全量を県外の処分場に依存しています。廃棄物に関する県内事業者へのアンケート調査によると、県内の産業廃棄物を排出する事業者や産業廃棄物処理業者の多くは、将来、県外処分場の受入拒否や産廃搬入規制により、最終処分が困難になることへの不安、懸念を抱いています。

鳥取県環境管理事業センターが設置を計画している淀江産業廃棄物管理型最終処分場に関して、同センターは、地元自治会や農業者等に対して説明を行った上で、令和6年5月31日付けで、産業廃棄物処理施設設置許可申請書を県に提出し、現在、県において審査が進められているところです。

県民の安全・安心で快適な暮らしを実現すると共に、県内産業の持続的な発展を図るために、将来に向けて産業廃棄物の適正な処理を確保することは重要であり、周辺的生活環境を保全しながら、計画の安全性等について厳格な審査を行い、県内で産業廃棄物管理型最終処分場の設置促進を図ることが必要であるとの意見があり、本件陳情は「採択」とすべきものと決定いたしました。

▶陳情理由

私ども県内事業者は、循環型社会の構築のため産業廃棄物の発生抑制や再利用に積極的に対応し、処理を行う場合は生活環境の保全を基本に適正処理を行いながら、事業活動を展開している。この産業廃棄物の中には、直接県民生活に密着した廃棄物も含まれており、例えば、医療関係の廃棄物で感染性のあるものは、焼却して安全性を確保しても焼却灰が残るし、家屋解体後の廃棄物は、適正に分別しできる限り再利用しているが、現在の技術ではどうしても廃棄物として処理せざるを得ないものがある。これらの産業廃棄物の内、管理型最終処分場（以下「最終処分場」という。）で最終処分すべきものは、県内に最終処分場が無いため、全て県外で処理している。

一方、県内事業者の多くが利用する近隣府県の最終処分場の残余容量は減少傾向にあることに併せ、廃棄物搬入に対する住民感情への配慮などから、多くの自治体では他県の廃棄物の搬入規制が行われており、近い将来、最終処分先が無くなり、事業活動の停止など県内経済への重大な影響が危惧されるほか、安定した県民生活の持続が困難となることも懸念される。

また、廃棄物の長距離運搬は、運転手の長時間労働や人手不足が懸念されるほか、ほとんどが中小零細企業である県内事業者にとって、収益圧迫の一因ともなっている。

現在、公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが最終処分場を計画され、地元への説明などの県条例による手続きや県による地下水調査を経て、この度、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施設設置許可申請書が県へ提出されたものと承知している。

ついては、この計画の安全性等について厳格な審査を行わせる上で、一刻も早く最終処分場が設置されるよう格別のご尽力をいただくようお願いする。

▶提 出 者

一般社団法人鳥取県産業資源循環協会

現 状 と 県 の 取 組 状 況

9/17 常任委員会資料

生活環境部（自然共生社会局循環型社会推進課）

【現 状】

- 1 我々の暮らしからも発生する産業廃棄物は、現在の技術では全量をリサイクルすることができないが、本県には受け入れ可能な管理型最終処分場が1箇所もなく、管理型品目の最終処分は全量を県外に依存している。

<令和5年度鳥取県産業廃棄物実態調査結果（令和4年度実績）>

（1）県内の産業廃棄物

県内の産業廃棄物の量		排出量に対する割合
排出量	62.8万トン	100%
再生利用量	46.1万トン	73.3%
最終処分量	2.7万トン	4.3%

（2）県内の管理型品目（燃え殻、ばいじん、汚泥等の産業廃棄物）

- ・県内で排出された産業廃棄物の最終処分量2.7万トンのうち、管理型品目の最終処分量は1.1万トン。
- ・管理型品目は全量が県外で最終処分されており、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、三重県などに搬出されている。

- 2 県内の産業廃棄物を排出する事業者や産業廃棄物処理業者の多くは、近い将来、県外処分場の受入拒否などにより、最終処分に困るようになるのではないかと不安を感じている。

<管理型最終処分場の県外産廃の搬入規制状況（令和元年）>

- ・37の都道府県が県外からの産廃の搬入を規制、このうち14都道府県が原則禁止している。
- ・鳥取県、山梨県、長崎県は、公共関与・民間のいずれの処分場もなし。

<廃棄物に関する県内事業者へのアンケート調査結果（令和6年度）> ※鳥取県廃棄物処理計画の改訂作業に伴う調査

（1）産業廃棄物の最終処分は、今後どうなと思いますか？ 有効回答数＝99

- ・困るようになると思う 73.7%
- ・困らないと思う 26.3%

（2）県内に最終処分場が必要だと思いますか？ 有効回答数＝121

- ・必要 86.0%
- ・必要ない 14.0%

- 3 （公財）鳥取県環境管理事業センター（以下「センター」という。）が米子市淀江町小波地内に設置を計画している淀江産業廃棄物管理型最終処分場（以下「淀江処分場」という。）に関して、「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」（平成17年鳥取県条例第68号、以下「条例」という。）の手続き等により、センターは地元自治会や農業者等に対して丁寧に説明を行ってきた。

- 4 その後、センターは淀江処分場の詳細設計等を行い、より安全な処分場となるよう計画を変更するとともに、地元自治会や農業者に対して任意で変更内容に係る説明会を開催した。

- 5 令和6年9月6日に県内経済団体(3団体)から知事及び県議会議長に対し、県内に産業廃棄物管理型最終処分場の早期設置を求める要望書が提出された。

【県の実施状況】

- 1 生活環境部では、産業廃棄物処理施設の確保等を通じた産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって産業の発展と地域住民の健康で快適な生活環境の保全に寄与することを目的として、センターの活動を支援してきた。
- 2 令和6年5月31日付けでセンターから「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に基づく産業廃棄物処理施設設置許可申請書が県に提出され、現在、地域社会振興部(産業廃棄物処理施設審査課)で厳格な審査が進められている。